

令和4年にスポーツ庁及び文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示され、本市としては令和4年度から検討をスタートさせました。令和6年度までの取り組みと、本年度以降の流れについては、以下の通りです。

国の動向

<改革の理念>

- 将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障
- スポーツ・文化芸術施策を推進する中で、部活動改革も計画的に進められることを期待

<国の目指すスケジュール>

R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
改革推進期間			改革実行期間（前期）			改革実行期間（後期）		
・休日における地域の環境整備を推進 ・関係者を集めた協議会など体制整備			・「地域移行」から「地域展開」に名称変更 ・現時点で着手していない地方公共団体においても休日の地域展開に着手			改めて取組方針を定め、平日の地域展開も含めた更なる改革を推進		
「地域スポーツ・文化芸術活動創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ			前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証			原則、全ての学校部活動において休日の地域展開の実現		

1 本市の取り組み(R4～R5)

国・県の動向を踏まえ、本市では以下のように取り組んできました。

R4 市川市の部活動地域移行検討協議会を設置、開催

- 事業の方針、第四中学校におけるモデル校イメージ等を検討
- 市川市webページにて「学校部活動の地域移行について」リーフレット公開

R5 東部総合型地域スポーツクラブ※の設立

※総合型地域スポーツクラブは、多世代（子どもから高齢者まで）、多種目（様々なスポーツを愛好する人々が）、多志向（それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる）という特徴を持ち、地域住民によって、自主的・主体的に運営されているスポーツクラブです。

一歩進めるために、**第四中学校におけるモデル事業**をスタート。

2 本市の取り組み(R6 9月～)

<第四中学校におけるモデル事業>

女子バスケットボール部、陸上部、剣道部、男子ソフトテニス部、サッカー部の5つの部活動において、休日の地域クラブ活動を開始

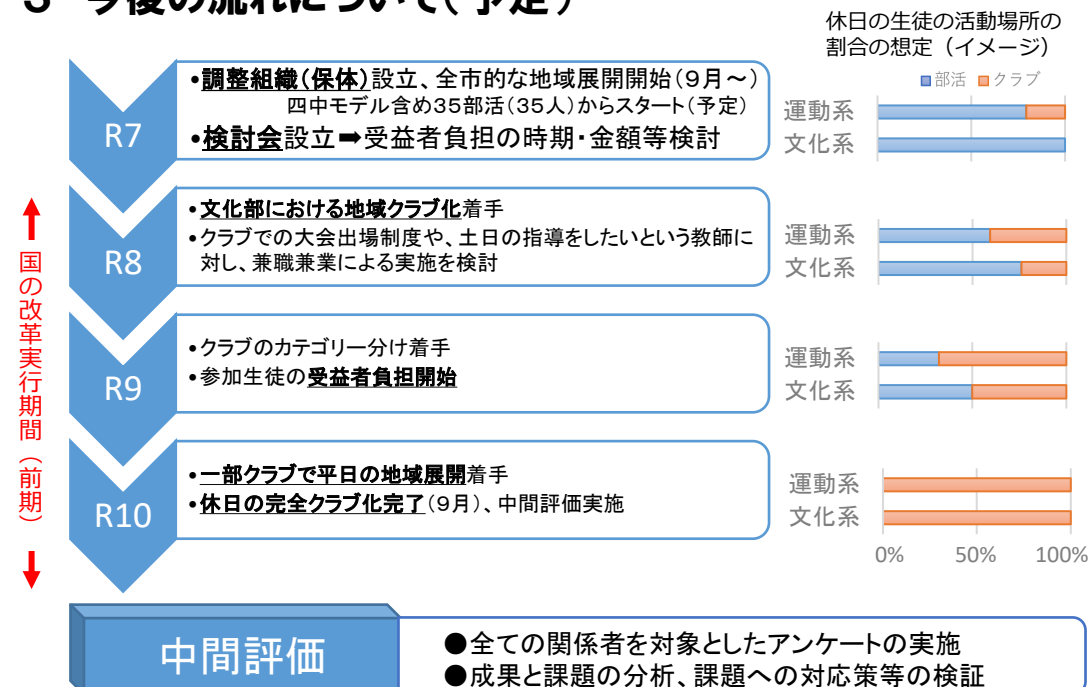
成果

- ・部活動顧問の負担軽減
 - ・専門的な指導を受けることで参加生徒の意欲向上
 - ・地域展開に対する保護者からの理解の確立
- ※指導者による聞き取り

課題

- ・学校・保護者・クラブ指導者の連絡調整を行う組織が必要
- ・持続可能なクラブ活動を維持するための受益者負担等の検討
- ・新たな地域クラブ指導者の確保

3 今後の流れについて(予定)



令和10年以降は、改めて取組方針を定め、平日の地域展開について検討し、更なる改革を進めていく予定です。